

今年「循環型社会元年」という風に言われている。循環型経済、循環型社会をこれから築いていこうという姿勢を強く打ち出すために循環型社会形成推進基本法が新しく成立した。

循環型社会形成推進基本法の狙いは：リデュース、即ち廃棄物になるものの発生抑制をすること；リユース、即ち部品や製品として再利用すること；そしてリサイクルの推進である。3番目に挙げた点については、原材料の再循環を意味するマテリアル・リサイクル、そして次にエネルギーとして回収するという意味のサーマル・リサイクル、そしてそこまでやっても、どうしてもないものについては第5順位として適正処理と、こういう基本的な原則が打ち立てられた訳である。



循環型社会を造っていく上での2本柱の1つが廃棄物の適正処理である。これは厚生省が主管となっている法律だが、廃棄物の適正処理のための仕組みを強化する。通産省が主管しているのがリサイクルの推進、これを主にカバーする法律が資源有効利用促進法である。これは以前の再生資源利用促進法を全面的に改正した法律で、来年4月に施行されることになっている。

リサイクルというものは個別の物品の特性に応じて進めなければ実効が上がらないというので、一般法の前に個別の物品に応じたリサイクル法もできている。容器リサイクル法/家電リサイクル法/建設資材リサイクル法/食品リサイクル法等がそれに当たる。

リサイクルの大きな課題は、再生品が使われなければ全体のリサイクルが回らないことである。再生品の需要を喚起していくために、国などが率先して再生品を購入、調達していくことを決めたグリーン購入法も、来年の4月からスタートする予定になっている。

資源有効利用促進法は大きく分けると、一般廃棄物を対象とする製品対策と、産業廃棄物を対象とする業種対策、副産物対策だが、リデュース(発生抑制)に主眼を置いた製品対策について具体的に言うと、製品を設計する段階で、省資源化(小さくする、あるいは軽くする)と長寿命化(長持ちさせる)を図ること、あるいは製品が流通した後の修理体制の充実、アップグレードを可能にして寿命を長く持たせるようにすることを、リデュースの取り組み課題として求めている。

リユースについては、設計段階で部品を再使用し易くする、つまり分解し易く、再使用する時に必要となる品質検査を容易にする、またはリユースし易くするための部品の統一化、回収された部品を次の製造/修理段階で再使用する、そういった取り組みが課題となる。

リサイクルに関しては、基本的には事業者が製品の分別回収と再生利用の義務を負うことになっている。

資源有効利用促進法の中で、主役として期待されているのがパソコンである。リデュース/リユース/リサイクルに配慮した設計、そして事業者の回収リサイクルといった取り組みの強化をお願いしている。

パソコンの回収リサイクルをどういうスキームでやるかということは大変難しい。パソコンの流通実態、廃棄の実態から見ると、まず1つの特徴は、PCのユーザーには事業系と家庭系があり、全体の8割方を前者が占めていることである。商売の形もリース、レンタル、売切りと様々な形態がある。こうした複雑なルートに登場する関係業者毎にどういう役割を担って貰うか、というのが難しいポイントである。また、回収されてメーカーに戻ったとしても、最終的にどういう風にリサイクルするかも大きな論点だろう。

消費者、自治体、マスコミが一番注目しているのは、パソコンの回収リサイクルをする時に、そのコストを誰が負担するのか、ということである。先月の審議会でも、事業者サイドから、一般消費者にコストを負担して頂くという提案があったが、消費者代表、自治体サイドから事業者の負担で回収リサイクルがなされるべきだ、という批判的な反応があった。リサイクルについての要請が強くなってきているという時代認識をしっかりと持たねばならない。内外の動向を見ると、例えばヨーロッパでは、拡大生産者責任という考え方の下に事業者の回収リサイクルの義務、市町村のゴミ行政から段々と生産者へその義務が転換されるという流れがある。

これまで日本の動脈サイドは世界に冠たるものがあつたが、静脈サイドの効率化はまだこれから課題であろう。日本の静脈サイドの効率化が、日本の環境産業の活躍によって進み、日本の経済システムが世界に冠たるものになるようにしなければいけないと考える。